

別表2 保険の加入・制度の導入について

経審必要業種に申請する方は、記入しないでください。

経審不要業種のみ申請する方は、該当項目の左欄に○を記入してください。

雇用保険の加入	雇用保険法により、労働者を1人でも雇用する事業主は、全て加入するように義務づけられています。
健康保険及び厚生年金保険の加入	法人及び個人事業所でも常時5人以上の従業員がいる場合には、サービス業の一部を除いて原則として加入が義務付けられています。
退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入	<p>「有」となるのは次のいずれかに該当する場合は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金が設立されている。</li> <li>・適格退職年金に加入している。</li> <li>・確定拠出年金（企業型）を導入している。</li> <li>・確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している。</li> <li>・中小企業退職金共済制度に加入している。</li> <li>・自社に退職金制度がある。</li> <li>・特定退職金共済団体制度に加入している。</li> </ul>
法定外労働災害補償制度の加入	<p>労災の発生に際し、政府の労災保険とは別に上乗せ給付を行う保険への加入の有無です。「有」とするには次の要件全てに該当していることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保している。</li> <li>・死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級を補償。（業務起因性疾病は対象外）</li> <li>・直接使用関係にある下請負人（数次の請負は下請負人全て）の直接使用関係にある職員全てを対象。（記名式は不可）</li> <li>・当該申請者が施工する全工事（共同企業体及び海外工事は除く）を補償。（工事現場ごとの契約は対象外）</li> </ul>
防災協定締結	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は記入してください。
営業停止処分	審査基準日直前1年間で建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は記入してください。
指示処分	審査基準日直前1年間で建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は記入してください。